

# Reception of Western Classical Music in Modern Japan through "Kansho"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/18123">http://hdl.handle.net/2297/18123</a>

氏名	西島 千尋
生年月日	
本籍	富山県
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	人博甲第4号
学位授与の日付	平成21年3月23日
学位授与の要件	課程博士(学位規則第4条第1項)
学位授与の題目	「鑑賞」教育からみた近代日本の西洋芸術音楽受容の研究 (Reception of Western Classical Music in Modern Japan through “Kansho” Education)
論文審査委員	委員長 鏡 味 治 也 委員 森 雅 秀、岩 本 健 良 西 本 陽 一、粕 谷 雄 一

## 学位論文要旨

本論文は、近代日本における西洋芸術音楽受容に関するものである。日本における西洋芸術音楽受容の研究は、個々の作曲家および演奏家・演奏団体、また教育者・教育制度に注目するものがほとんどであり、いかに西洋芸術音楽そのものが発展したか、いかに演奏家が育ったか、またいかに本格的な西洋芸術音楽教育が実施されるようになったかということに主眼が置かれている。筆者が着目するのは、いかに日本において国民が西洋芸術音楽受容者層に組み込まれてきたかということである。

日本には、明治以降、特に日本の文化行政および学校教育において、芸術に親しむことが国民にとって幸せであるという考え方があった。現在では、そのような考え方は過去のものとなり、むしろ、一方的な価値観の押し付けであるとして批判の対象となっている。しかし、なぜ芸術に親しむことが国民の幸せだと考えられてきたのだろうか。

日本における西洋芸術音楽受容については、明治維新を背景とした欧化政策であるという説明が一般的であるが、この説明は必ずしも「芸術に親しむこと(西洋芸術音楽をきくこと)が国民の幸せである」と考えられてきたことを説明しない。欧化政策の一環であったことは事実であるが、そのような観点から捉えれば世界中に広がっている西洋芸術音楽の多くが「欧化政策」で説明が可能になる。よって本論文では、いかに西洋芸術音楽が国民全員のものとして正統化され国民全員が西洋芸術音楽に親しむべきであるかと考えられてきたか、また、西洋芸術音楽が国民にとってどのような意味をもつものであったのかという観点から、西洋芸術音楽受容の一側面を明らかにしたい。

その際に、筆者が着目するのが「鑑賞」という概念である。芸術史や教育史の分野では「鑑賞」がたとえば、listeningやappreciationなどと互換性があるかのように扱われている。だが、「鑑賞」は日本に独自の概念であり、本来ならば他言語に翻訳できるものではない。日本が「芸術先進国」として参考にしてきた欧米諸国では、芸術に対する態度には「味わう」「評価する」「意味を探究する」「解釈の可能性を考量する」など様々な内容が包含され、それらの概念に明確な区別がない。しかし、日本には「評価する」「意味を探究する」などは「批評」として批評家にゆだねられ、その他の受容者は批評家により価値付けられた芸術作品を

「鑑賞」という独特の構図がある。

また、現在「鑑賞」という語を国語辞典で引いてみると、どの国語辞典も「芸術を味わい理解する」という意味を示しているが、この意味に収斂したのは戦後というごく最近のことであった。「鑑賞」の概念は、それぞれの時代の芸術の位置づけや芸術への期待および意義を反映し、変化を重ねてきたのである。よって、「鑑賞」という語の概念の変遷を追うことは、日本における西洋芸術音楽受容の変遷を追うことと直結する。

### 学校音楽教育への着目

日本における西洋芸術音楽の「鑑賞」を最も全国民に浸透させたのは、西洋芸術音楽の「鑑賞」を義務教育として実施する学校教育であった。日本で「芸術科」と呼ばれる教科に含まれるのは書道科、図画工作・美術科、音楽科の3教科である。昭和16年の「国民学校令」において、この3教科に「鑑賞」が一領域として設置された。戦後の学習指導要領（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校と各教科で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定める。戦直後の昭和22年に最初の学習指導要領が公布されて以降、約10年ごとに改定されている）音楽科篇には一貫して「鑑賞」が一領域とされている。

音楽科における「鑑賞領域」は、音楽室に掲示されている作曲家たちの作品などの西洋芸術音楽を「鑑賞」することが主な活動である。また、第3次学習指導要領（昭和33）から第6次学習指導要領（平成元）では「共通教材」という制度により、各学年で必ずきかなければならない楽曲が制定された。つまり、第3次から第6次学習指導要領施行期は全国の児童・生徒が西洋芸術音楽に耳を傾けることが法制上義務化されていたのである。

よって、日本における西洋芸術音楽受容のあり方を明らかにする際には、学校教育における「鑑賞」領域に着目することが必須であるが、音楽鑑賞教育を正面から扱う研究は、ほとんどないと言ってよい。財団法人音楽鑑賞教育振興会のホームページには「このテーマを専門に扱った論考は、月刊『音楽鑑賞教育』誌に2001年1月号から1年余にわたって連載された「日本における音楽鑑賞教育の軌跡」（寺田貴雄著）が最初で、ほとんど唯一のもの」と記載されている。

### 研究方法

そのため、本論文は、「鑑賞」という意識が芽生えた明治期からを対象とし、「鑑賞」の概念的な変遷を追うことから始める。また、先行研究が少ないこととも関係しているのか、音楽鑑賞教育史には明らかになっていない点はいくつかある。よって本論文では主に一次文献を用い、二次文献は必要に応じて補足的に引用した。明治期から大正期にかけて主に参考にした雑誌は、日本における西洋音楽史研究の古典とされている堀内敬三著『音楽五十年史』に紹介された『音楽新報』（明治37年～、音楽新報社）、『音楽』（明治38年、楽友社）、『音楽界』（明治41年～、楽界社、『音楽』と『音楽新報』の合併雑誌）、『音楽』（明治43年～、共益商社楽器店、東京音楽学校學友會発行）、『月刊楽譜』（明治45年～、松本楽器）と（『音楽の友』（明治30年初）も紹介されていたが、現存のものがなかったため確認できなかった）、日本で最初の音楽関係の雑誌『音楽雑誌』（明治23年～、音楽雑誌社）、および『音楽と蓄音器』（大正11年～、蓄音器世界社）である。また戦前・戦時期に参考したのは、『月刊楽譜』（明治45年～、松本楽器）、日本で最初の音楽教育雑誌『学校音楽』（昭和8年～、共益商社書店）、『レコード文化』（昭和16年～、レコード文化社）、『國民の音楽』（昭和16年～、國民音楽社）である。時代を追うにつれ、たとえば現在の『音楽の友』のように西洋芸術音楽の価値があらかじめ確固たるものとして扱われているような

雑誌・記事が多くなるため、なるべく多様な意見が述べられている雑誌・記事を抽出した。また、戦後に関しては、『教育音楽』（昭和21～、音楽之友社）を一部参考にしたが、当雑誌も時代を追うごとに授業実践が中心になっているため、主に参考にしたのは『音楽教育研究』（昭和41年～、音楽之友社）とその後続雑誌である『季刊音楽教育研究』である。また文部省初等教育課編『初等教育資料』（昭和21年～、東洋館出版社）も適宜用いた。昭和43年以降は財団法人音楽鑑賞教育振興会が発行する月刊誌『音楽鑑賞教育』も参考にした。

これらの雑誌のバックナンバーに目を通し、必要な記事を抽出した（これらの雑誌以外にも適宜雑誌記事を用いている）。雑誌に加え、必要な著書や研究論文も用いた。また、文献資料のみから学習指導要領に関する動向について詳しく知ることに限界があったため、戦後の学習指導要領関係者らにインタビュー調査を行った。

## 各章の要約

第Ⅰ章では、日本が「芸術先進国」として学んできた欧米における美学的に正しいとされている西洋芸術音楽に接する態度を踏まえた上で、日本に独自の「鑑賞」のあり方を概念化する（第1節）。次に、西洋芸術音楽以外の分野（美術、書道、俳句など）における「鑑賞」という語・概念の変遷について述べ（第2節）、「鑑賞」に包含される日本の独自性を明らかにする。

第Ⅱ章では、明治期における「鑑賞」概念の芽生えを整理する。明治前期は「鑑賞」という語および概念が一般化していないため、「大衆も鑑賞をすべきである」という言い方はされないが、大衆の音楽文化を否定し、芸術を啓蒙しようとする姿勢は一貫していた。そこでまず、知識人らが「芸術音楽」をどのように解釈し価値づけようとしたかということを整理し（第1節）、次に明治期の「教育音楽」の状況を明らかにする（第2節）。そのうえで、明治期に音楽を「きく」という行為がどのように捉えられていたのかを踏まえ、明治期における「鑑賞」概念を明らかにする（第3節）。明治期における「鑑賞」の概念は、「批評」から「享楽」まで幅広い意味を包含していたが、学校教育における「鑑賞」は「批評家」の育成を念頭に置く傾向にあった。

第Ⅲ章では、まず、大正デモクラシーおよび大正ロマン、大正自由教育運動を背景に高まる芸術への意識の高まりと啓蒙を整理し（第1節）、次に「唱歌」教育が「音楽」教育・「芸術」教育と捉えられていく過程と（2-1）、「鑑賞」教育の変遷をまとめる（2-2）。また、大正期においてはアメリカの鑑賞教育に影響を受けたことが転換点となった。アメリカの影響後、学校教育における「鑑賞」概念は一気に容易で身近なものへと変化する（第3節）。

第Ⅳ章は、昭和終戦以前を対象とする。昭和期に入ると、軍国主義にもとづく全体主義的な傾向があらゆる面で強まったが、統制が激化する以前には、大正期に吸収した欧米の芸術教育思想を日本独自に展開する試みもみられる。また、「鑑賞」教育は大正期にもまして蓄音機・レコードへの関心が高まった。第Ⅳ章では、「鑑賞」が一領域として法制化された「国民学校令」を一つの区分点と捉え、「国民学校令」以前（第1節）と以後（第2節）にわけて、昭和戦前・戦時について概観する。昭和に入ると徐々に戦時の気運が高まり、「精神鍛錬」が重要な概念となっていた。その過程で「鑑賞」のあり方は、より抽象的で観念的なものへと変化した。だが一般的には、昭和教養主義を背景に「鑑賞」者が増加し、「鑑賞」の手引きとなる教養書も出版され、「批評」の意味合いは薄れていく。第Ⅴ章では、第1次学習指導要領（昭和22）施行期を対象とする（戦後は学習指導要領の改訂を一つの節目とするが、本論文は学校教育法制史ではない）。「鑑賞」は、第1次学習指導要領においても一領域として設定され、鑑賞教材レコードも発売された。そこで、まず第1次学習指導要領における「鑑賞領域」について整理する（第1節）。次に、学習指導要領をほぼ単独で編纂した諸井三郎の

音楽鑑賞教育観を明らかにし(第2節)；最後に第1次学習指導要領施行期における「鑑賞」概念をまとめる。第1次学習指導要領施行期における「鑑賞」は、戦時の「精神鍛錬」という猛々しいものとは異なり、ドイツを理想とした社会の創造を目指して、「音楽を愛すること」に重心が置かれることとなる。

第VI章は、第2次学習指導要領(昭和26)施行期を対象とする。第2次学習指導要領は、第1次とは異なり(音楽科の場合に限る。他教科では第1次もCIEの示唆を受けていた)CIEからの示唆が多分に反映されることとなったが、「鑑賞」の概念に関してはドイツ美学の影響を反映していたことがインタビュー調査から明らかになった。この時期の「鑑賞」は「ただきく」ことではないとされ、高度な行いであることが望まれることとなる。

第VII章は、第3次学習指導要領(昭和33)施行期を対象とする。第3次は、第1次(昭和22)・第2次(昭和26)の「試案」とは異なる「告示」としての公布である。昭和33年に学校教育法施行規則の部分的改正を受け、学習指導要領が教育課程の基準として法的拘束力を持つことが明確となった。また、音楽科では各学年で必ず歌わなければならない／聞かなければならない楽曲が「共通教材」として制定され、全国民が西洋芸術音楽を「鑑賞」する制度が整った。この時期以降の「鑑賞領域」は、音楽を「愛好」ということを第一の目標とするようになる。

第VIII章は、第4次(昭和43小・昭和44中)から第6次(平成元)の学習指導要領施行期を対象とする。第3次以降の指導要領は、基本的な方針も共有しているため、指導要領の区分を設けることに重要性がないと判断される。よって、第4次(昭和43小・昭和44中)、第5次(昭和52)、第6次(平成元)学習指導要領施行期間をまとめて扱うこととした。様々な主張が述べられたが(たとえば「批評」も「鑑賞」の一部である、など)、実際の「鑑賞領域」では「愛好」が何よりの目標とされている。その目標の根底をなしていたのは、敗戦後の日本の目標「文化立国」の実現のために、芸術を愛する国民像育成の意図であった。

各章から導き出される結論は、「鑑賞」は、芸術を社会に成立させようとする人々と、その人々が他の人々を巻き込もうとする際に、芸術と人とを結びつけるために生み出されたことばであるということである。芸術受容層に、より多くの大衆を取り込もうとする過程、より小さな子どもも取り込もうとする過程で、「鑑賞」は変化(容易化)してきたとすることができる。

## Abstract

This study investigates an important aspect of western classical music in Japan. Although there are studies about specific composers, performers, and performance groups (such as orchestras or brass bands), which have played an essential role to spread western classical music thorough out Japan, none of them actually clarify the process of the “popularization” of this music. I use the term “popularization” because the history of western classical music in Japan can be descried as a process in which a narrow circle of intellectuals has tried to “civilize” the whole nation, so that the people can accept this music as “the art.” Starting in the Meiji era, cultural policy, the educational system and so forth have been built upon this scheme.

To investigate this process in detail, I focus on the concept of “Kansho” due to its uniqueness. Although it was initially used as a synonym for “listening” or “appreciation,” the Japanese word “Kansho” has acquired a unique, but general

meaning that denotes the mental attitude that one is supposed to have when he/she comes into contact with the works of art. This change in meaning did not take place at once, but had gradually developed over time. In this paper, I aim to clarify the historical changes in Japan's acceptance of western classical music by looking closely at the transition of the meaning of "Kansho," especially in the context of formal education.

## 論文審査結果の要旨

本論文は日本の義務教育のなかでの音楽教育に特徴的に含まれる「鑑賞」領域に注目し、それが学校教育のなかに確立され法令化される課程を丹念にたどりながら、時代による「鑑賞」概念の意味のゆれをそれに相当する欧米の概念と比較しつつ検討することで、近代日本の西洋芸術音楽の受容の過程とそこに見られる特質を明らかにしようと試みたものである。

序論で先行研究を概観し研究方法を述べた後、第 I 章ではまず「鑑賞」という語をとりあげ、音楽に限らず広く芸術の分野一般でそれが何を指すのかを、英語の evaluating や appraising、listening と比較しながら検討する。そして明治以降の日本におけるその語の意味のゆれを辞典等で概観して次章以降の基礎としている。

第 II 章から第 VIII 章までは音楽芸術や音楽教育の分野における「鑑賞」の意味合いと、学校教育における「鑑賞」領域の確立、展開の過程を、節目となる制度変革や時代情勢をもとに 7 つの段階に分け、それぞれの時代の雑誌論文や書籍、政令等の原文と当時を知る関係者へのインタビューから得た資料を駆使して丹念に検証していく。西洋音楽が初めてもたらされる明治期（第 II 章）、芸術教育思想が高まり、蓄音機・レコードの普及が始まり、アメリカの鑑賞教育が紹介されるようになる大正期（第 III 章）、軍国主義が高まるいっぽう国民学校令で「鑑賞」という領域が音楽教育のなかに位置づけられる昭和終戦前期（第 IV 章）、連合軍占領下で試案として第 1 次学習指導要領が施行される昭和 20 年代前半（第 V 章）、同じく試案の第 2 次学習指導要領が施行される昭和 20 年代後半（第 VI 章）、法的拘束力をもつ第 3 次学習指導要領が施行され、そのなかで音楽の共通教材が制定された昭和 30 年代（第 VII 章）、レコード産業や文化行政の活発化により西洋音楽の普及に拍車がかかる第 4－6 次学習指導要領施行期の昭和 40 年代以降（第 VIII 章）である。こうした経過を経て、当初「批評」と「享楽」といった意味のあいだでゆれていた「鑑賞」の意味合いが、批評は専門家にまかせ、専門家により芸術的価値があるとされたものを正しく受け取るという意味に収斂していくとともに、音楽教育のなかに「鑑賞」を独立した領域として設定し、その共通教材まで政府が指定するという、他国に類を見ない音楽教育のあり方が確立されるまでを、本論文は豊富な一次資料をもとに描き出している。

結論では以上をまとめたうえで、ドイツ美学やアメリカの音楽教育を取り入れながらも「鑑賞」という日本独自の意味合いと領域をつくりだし、それを義務教育に組み入れることで国民全員に西洋音楽を受容させようとしてきた近代日本の姿勢と特異性を指摘し、今後の展望につなげている。

時代を追った「鑑賞」概念の確立とその学校教育への組み込みの過程の検証は緻密で、それを裏付ける一次資料もじゅうぶん吟味されており、従来の見解にいくつかの修正を加えつつ細部までより明らかにすることに成功している。いっぽうあくまでも日本の事例に焦点を合わせているため、諸外国での音楽教育のあり方、また音楽の社会全般での受容のあり方は概観的に触れられるにとどまり、著者の主張する日本の場合の独自性というのが、著者の提供する対比以上には浮かび上がってこない。また学校における音楽鑑賞教育のなかでも「鑑賞」概念や学習指導要領等による法制的な位置づけの検討を軸にしているため、教育現場での実態や教師・生徒の声、また学校以外の場での西洋音楽受容については、レコード産業や文化行政に関する記述をのぞけば部分的、散発的に述べられるのみである。そのため近代日本の西洋音楽受容の一端は明らかにされても、その全体像にはまだまだ検討解明すべき領域が残されている。しかしそれは本論の不備というよりも、これからさらに検証していく課題というべきものであろう。

本論の中心をなす、明治以降の日本の音楽教育における「鑑賞」概念の変遷とその教育課

程のなかへの組み込みの実証的な検証は、博士論文としてひじょうに優れた水準に到達していると評価し、審査員一同合格と判定した。